

1. 子どもの育ちを見守る環境を創る

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

①教育・保育の質の確保

(教育・保育事業にかかわる職員の資質向上)

幼稚園においては複数年保育の実施、保育所においては保育の拡充が望まれる中、量的確保のみならず、幼児期の教育・保育の質の向上を図るため、幼稚園教諭(公立、私立)や保育士(公立、認可、認可外)の職員研修など、資質向上のための取り組みを充実していきます。

また、地域型保育事業においては、保育士以外の保育従事者が認められており、保育資格のない保育従事者に対しても、より十分な職員研修を行い資質の向上を図る機会を設けます。

(質の高い乳幼児期の教育・保育の推進)

保育士、幼稚園教諭及び保育教諭が、幼稚園教育要領、保育所保育指針等を十分に理解するとともに、丁寧な乳幼児理解に基づいた教育課程・保育課程等を作成し、遊びを通して子どもの発達や学びの連続性が保障されるよう取り組みます。

(教育・保育に関する評価の実施)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して、定期的に自ら提供する教育・保育の質の評価を行い、質の向上に努めるよう促します。

(適正運営等の指導)

特定教育・保育施設又は地域型保育事業者として、市の条例等を遵守し、良質な教育・保育の提供及び適正な運営が行われるよう、関係機関と連携し指導を実施します。

②保・幼・小連携の推進

②-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続

幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、遊びを通して学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、子どもの生活や学びが円滑に移行していくよう、公立・法人保育所、公立・私立幼稚園等と小学校との交流活動、職員間の相互理解を深めるとともに、定期的な会議等を開催し情報共有を図ります。また、幼児期の学びを小学校教育につなげるために、小学校接続期(5歳児10月～3月)のカリキュラムを作成します。

【教育・保育と小学校教育の円滑な接続】

子どもの育ちや学びの連続性を保障するためには、保育所・幼稚園と小学校教育が円滑に接続し、学びと育ちの連続性・一貫性を確かなものとする事ができるよう、子どもに対して体系的な教育が組織的に行われる必要があります。同様に、保育所、幼稚園及び小学校が連携して子育てに不安や悩みを抱えている保護者を支援することにより、保護者に安心感と子育ての展望をもたらすことができます。

②-2 0歳児～2歳児、3歳児～5歳児の取り組み（地域型保育事業との連携）

地域型保育事業から教育・保育施設利用へと円滑に移行できるように、連携施設について、公立保育所、法人保育所、幼稚園の状況把握に努めます。

③認定こども園の整備

認定こども園は、幼稚園（3歳児～就学前）と保育所（0歳児～就学前保育を必要とする）の利点を活かした施設です。3歳児から就学前児童の保護者の就労等の理由にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供します。

今後本市では、認定こども園の整備を進め、0歳児～5歳児全体の教育・保育ニーズへの対応を行うほか、0歳児～2歳児に対応する地域型保育事業の連携施設としての位置付けも含め創設していきます。

(2) 子どもの居場所づくり

①放課後子ども総合プランの推進

- a 保護者が共働き等により日中家庭にいない小学生の健全な育成を図るため、放課後児童クラブの整備を推進します。整備にあたっては、学校や公民館等の公的施設の活用を考慮して進めます。また、「開所時間延長支援事業」をすべての放課後児童クラブで実施することを目指します。さらに、放課後児童クラブの質の維持及び向上、適正な運営が行われるように、指導並びに連携の強化を図ります。
- b 小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室を、今後も市内全小学校で継続実施します。

また、中学生に対しても本事業を実施し、平成27年度には2中学校、その後はニーズに応じて実施箇所を増やします。
- c 国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施又は各学校の余裕教室の活用による一体的な実施に努めます。

一体型の実施にあたっては、現在、小学校内に放課後子ども教室が設置されているところをモデル校として実施に向けた研究・準備を行い、平成31年度までに1校で実施することを目標とします。
- d 両事業の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置し、定期的を開催します。また、余裕教室の活用状況や活用計画、共通プログラムの検討、一体的実施といったすべての過程で、教育委員会、市長部局及び放課後子ども教室のコーディネーター並びに放課後児童クラブの支援員が連携し、事業の周知や学校への理解を図るとともに、取り組み事例の検討と実施後の課題改善を行い、円滑な運営がされるように努めます。
- e 教育委員会と市長が協議する機関として新たに設置される「総合教育会議」を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。

②児童館機能の充実

中長期的な方針として児童館整備を視野に入れながらも、既存の公共施設等を活用したソフト施策や新設される公共施設への併設による児童館機能整備を推進します。

③児童館における中高校生の居場所づくり

青少年の健全育成を推進していくため、児童館における中高校生に居場所を提供し、異年齢間の交流を図ります。

(3) 保護を要する児童への対応の充実

①児童虐待防止対策の充実

①-1 虐待の未然防止対策

子どもをもつ親や地域住民に対する啓発活動を推進していくとともに、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携を図り、児童虐待の早期発見、防止対策の確立を図ります。

①-2 虐待予防に関わる関係者の研修体制

他機関との連携により、虐待予防に関する関係者が適切な対応ができるよう研修体制を図り、資質の向上に努めます。

①-3 うるま市要保護児童対策地域協議会の推進

虐待を受けている児童やその親が抱える多様な問題解決を図る「うるま市要保護児童対策地域協議会」を中心に、各関係機関等連携により虐待の早期発見や適切な保護、支援を行います。

①-4 子どもを守る地域ネットワークの機能強化

「子どもを守る地域ネットワークの機能強化事業」を活用し、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、要保護児童への対策を強化します。

①-5 虐待対応リーフレットの作成・配布

虐待の種類や児童虐待を発見した時の通告義務、子育ての相談窓口についての情報が掲載されたリーフレットの作成・配布をします。

①-6 教育相談室及び家庭児童相談室との連携体制の強化

課題解決が困難なケースについては、教育相談室、家庭児童相談室及びその他の機関が連携をし、課題解決のための体制強化を図ります。

①-7 乳幼児健診等との連携強化

乳幼児健診の場において、身体所見や親子関係、保護者の悩みなどを通して、虐待のおそれがないか観察し、虐待の予防、早期発見につなげていくように努めます。

また、乳幼児健診未受診の場合、虐待の気づきが遅れる可能性があるため、未受診家庭への受診勧奨や訪問等による養育状況の確認を行います。

①-8 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等から支援が必要な家庭を早期に把握し、個別の状況に応じた支援計画に基づき、養育に関する指導・助言や家事援助などを行います。

①-9 緊急一時的な保護体制の確立

保護が必要な児童に対する調査を実施し、保護が必要であると認められる場合に児童相談所へ送致します。

①-10 虐待を受けた児童の立ち直り支援

被虐待児童及び疑いのある児童の被害後の心身の回復を図るため、関係機関と協力し、支援に努めます。

①-11 こどもの虐待防止連携マニュアルの活用

虐待の要因や虐待されている児童、虐待している保護者の基本的なパターン、虐待を発見したときや通告を受けたときなどの具体的な対応についてをまとめた「こどもの虐待防止連携マニュアル」を関係部署に周知するとともに、法改正等に合わせ適宜、内容を修正し、関係機関と情報を共有します。

①-12 スクールカウンセラーの適正配置

いじめや不登校等、児童生徒の抱える問題に適切に対応し、自己回復力を高めていくため、県と連携を図りながら小中学校へのスクールカウンセラーの配置に努めます。

②ひとり親家庭の支援の充実

②-1 就労支援の推進

母子・父子家庭の社会的自立を促進していくための就労支援を推進します。

②-2 ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方を対象にヘルパー派遣を行い、一時的な保育や日常生活の手伝い・指導等を行います。

②-3 母子及び父子家庭等医療費助成

母子及び父子家庭等の親及び児童が治療を受けた場合、自己負担額の一部を助成します。

②-4 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子及び父子家庭の児童が進学する場合の修学資金や就職支度金等、各種資金を原則無利子で貸し付けます。

②-5 高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母、又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、市で定める当該資格に係る養成訓練の受講期間について、訓練促進費を支給します。

②-6 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母、又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、ホームヘルパーや医療事務等、就職に結びつきやすい教育訓練講座を受けた場合、その修了後に本人が支払った費用の一部を給付する本事業を実施します。

②-7 母子家庭生活支援モデル事業

さまざまな課題を抱えている母子家庭に対して民間アパートを借り上げし、住宅支援や就労支援、子育て支援等を総合的に行います。

③特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

③-1 心理相談の充実

母子保健においては、乳幼児健診などにより、成長発達が気になる子について、心理士による相談指導や心理判定を実施し、必要な支援を保護者といっしょに考え、障害福祉サービス等の紹介につなぎます。

③-2 健診事後教室の充実

乳幼児健診受診後に成長発達が気になる乳幼児とその保護者を対象に、親子の遊びを通して支援する教室を行います。

③-3 障害福祉サービス等の充実

児童福祉法に基づく障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援)や障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて周知・広報を図るほか、サービス事業所と連携し、各種サービスの充実を図ります。

③-4 障がい児保育等の充実

保育施設では、障がい児保育事業を円滑に実施するために、保育士の配置と資質向上、助言、指導、施設の整備を充実していきます。

障がいや成長発達に心配のある乳幼児が親子でいっしょに通い遊びの中で生活指導を受ける事業の実施を検討します。

幼稚園では、障がい児加配教諭を配置し、ニーズに応じた支援を行っていきます。また、適切な支援が行えなえるよう、障がい児加配教諭の資質向上のための研修会の実施や、施設の整備を充実していきます。

③-5 保育施設、幼稚園への巡回等相談の充実

市内の公立保育所、認可保育園及び認可外保育施設並びに公立幼稚園及び私立幼稚園に通う配慮を要する子への巡回等相談については、巡回及び電話相談による保育士、幼稚園教諭及び障害児加配教諭への技術的指導及び研修事業を今後も継続するとともに、充実を図っていきます。

③-6 障がいのある児童の放課後対策

放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れを全学童クラブで実施対応できるように努めます。

③-7 障がい児のいる家庭への相談、情報提供の充実

地域において障がいのある子どもや発達の気になる児童とその家族を支えていく体制を整備するとともに、乳児期・就学期・学齢期等のライフステージに応じて、保健、医療、福祉、教育等で連携を図り、一貫した効果的な支援を身近で提供する体制の構築を図ります。

障害福祉サービス等の相談を受けている相談支援事業所等では、障がいのある児童の立場に立ったきめ細かな相談支援を行うよう充実を図ります。

また、障がい児の子育てに関する悩みの相談、情報提供の場、親同士の交流の場となるよう、地域子育て支援センターの機能向上に努め、利用しやすい環境づくりを図ります。

③-8 障害児福祉手当の支給

重度障がい児に対し、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給します。

③-9 特別児童扶養手当の支給

身体又は知的障がいのある児童を扶養している者に対し、手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。

③-10 重度心身障害児医療費助成

重度の障がい児に対し、保健の向上と福祉の保持増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。

③-11 障がい児の教育環境整備

障がいをもつ児童の健全な育成を図るため、幼稚園特別支援教育加配、学習支援ヘルパーの配置、担当者会等の研修会の実施、就学指導委員会の充実等により、障がい児の教育環境の整備を推進します。

(4) 子どもと子育て家庭のための健康・保健の充実

①安心・安全な妊娠、出産、育児への支援

①-1 母子(親子)健康手帳の交付

妊娠の届出により、母子(親子)健康手帳を交付します。妊婦としての自覚を持ち、健康な生活を送る意識付けの機会とするとともに、母と子の健康記録として活用を促します。また、母子(親子)健康手帳交付の際には家庭状況の把握、出産や育児についての必要な保健指導や情報紙配布、相談先の紹介など、妊娠期から育児まで地域で安心して過ごせるように情報提供を行います。

①-2 妊婦健康診査

安心・安全な妊娠・出産のために、定期的に妊婦健康診査を促進し、妊婦と胎児の健康管理の向上を図ります。また、14回の妊婦健康診査が公費負担であることを情報提供し、妊婦健康診査を受けるように促します。

②子どもの健康支援

②-1 乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん訪問)

生後4カ月未満の赤ちゃんのいる家庭を訪問し、相談、指導を行います。産後早期に関わることで、母親の育児不安の解消、子育て情報の提供を行います。

②-2 乳幼児相談・保健指導事業

乳幼児の発育、発達、栄養、生活習慣、疾病予防などについて、電話、訪問、来所による相談・指導を行います。また、育児不安に対しても他課と連携しながら支援を実施していきます。

②-3 乳幼児健康診査

乳児(前期・後期)、1歳6ヶ月児、3歳児(3歳6カ月)を対象に健康診査を実施し、身体的、精神的、社会的な発育発達の状況を把握し、心身の疾病又は異常並びに発達障がいを早期に発見し、適切な指導を行い、その子に適した発達発育が遂げられるよう保健指導・相談を行います。また、未受診者への受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。

②-4 乳幼児歯科保健

歯科保健に対する意識向上を図るため、乳幼児健診において歯科健診、むし歯予防指導を実施するとともに、関係機関との連携や周知・広報を通し、取り組みの強化に努めます。

②-5 予防接種事業

乳幼児、学童期を対象に予防接種を行うことにより感染症の蔓延防止、及び個人の発症予防及び重症化を防ぎます。

また、予防接種率の向上に努め、保育課・教育委員会・医師会等との連携を図ります。

②-6 子どもの事故予防対策

乳幼児健診会場や広報誌・ホームページ等で成長発達に応じた子どもの事故予防についての啓発を図ります。

②-7 こども医療費助成

こども医療費の一部を助成することにより、こどもの疾病の早期発見と治療を促進し、保護者の医療費の軽減に努めます。

③食育の推進

③-1 離乳食実習

適切な時期に応じた離乳食の進め方を学ぶ離乳食実習を実施します。

③-2 食育事業

親子で「つくる」「食べる」という体験的な活動を通して、健康な食習慣の定着を図ります。生活リズム・野菜嫌い・偏食等の改善やおやつのととり方などについて学ぶことを目的とし、親子食育教室や出前講座を実施します。

③-3 食物アレルギーのある子どもへの対応

教育・保育施設や地域型保育事業において食物アレルギーの対応が図られるよう、アレルギーに関する知識の習得及び情報の共有を図ります。

2. 安心して子育てできる環境を創る

(1) ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保

① 0歳児・1歳児の保育

0歳児や1歳児では産休・育児休業明けで保育所に預けにくい状況があります。ニーズ調査で把握された潜在的ニーズに基づいて、0歳児や1歳児の保育の受け入れ体制を整え、利用しやすい保育環境の整備を図ります。

② 保育所における5歳児保育

これまで、5歳児になると幼稚園に入園するという意識が強く、保育所を利用することは少ない状況がありました。今回のニーズ調査では、保育所での5歳児保育のニーズが高い状況にあります。

今後は、保育所における5歳児保育の拡充を図り、保育ニーズに対応した受入体制の整備を図ります。

③ 公立幼稚園の複数年保育の実施

幼稚園教育要領を踏まえた幼稚園教育の充実のためには、3年間の長期的な見通しを持って教育を行うことが求められており、保護者からのニーズもあります。

今後、うるま市内区域別の幼児数の推移及び利用者のニーズを基に、3年保育の導入を段階的に検討し、実施に努めていきます。

④ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実

子育て家庭のニーズに応じて、公立幼稚園の一時預かり事業の充実を図ります。

また、一時預かり事業は教育課程終了後に行う教育活動であることを踏まえ、教育課程に基づく活動を担当する教師と預かり保育担任との連携や家庭との連携を図るとともに、指導計画等を作成し保育の充実を図ります。

⑤ 島しょ地域への保育対応の充実

島しょ地域においては児童数が少なく、施設整備が難しい状況にあります。交通手段(陸路)のある宮城島、浜比嘉島、伊計島については、平安座島の認可保育所及び本島の保育所へ入所案内を行い、利用者支援を行います。津堅島については、保育のニーズを見極めながら、家庭的保育事業等を検討するなど、地域に見合った支援策に努めます。

また、家庭での子育て支援としては、子育て支援センターの出前講座を活用し、各地域の公民館と連携し、充実を図ります。

⑥認可外保育施設への支援

認可外保育施設に通う児童の処遇向上を図るための「きらめき保育事業(行事費、教材費の補助)」や「新すこやか保育事業(給食費、賠償責任保険料、内科・歯科検診、給食関係職員の検便検査の補助)」の実施、保育の質の向上を図るための「認可外保育施設職員研修事業」の実施、認可外保育施設の就労環境の整備のための「認可外施設職員健康診断事業」を継続し、充実していきます。

また、認可外保育施設の認可化移行を促進するため、沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業を活用し、認可を促進していきます。さらに、保育施設長や施設職員研修を充実するとともに、入所児童の処遇向上を図るため、安全面、衛生面、保育内容等の巡回指導等を実施し、認可化に向けての支援を行っていきます。

⑦地域子ども・子育て支援事業の推進

教育・保育施設のみならず、地域に暮らすすべての子育て世帯の支援を図るため、新制度に示されている「地域子ども・子育て支援事業」内の各種事業(時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等の13事業)について、ニーズ調査結果に基づいた見込量に対する確保を図り、安心して子育てできるように環境整備を推進します。

(2)人材の確保の推進

①保育士、幼稚園教諭等の確保

幼児期における教育・保育が、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることを認識し、保育士、幼稚園教諭等の待遇の改善、養成研修等の充実に努めます。

また、保育事業を推進するためには保育士の確保が不可欠であり、県と連携し、認可保育所合同の保育士就職説明会、保育所見学会を通して、保育士の確保に努めるとともに、地域型保育事業で認められている保育従事者確保のための研修等を実施し、人材の確保に努めます。

②放課後の居場所における人材確保(放課後児童指導員、地域人材)

県及び関係機関と連携し、指導員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、指導員の確保を支援します。

地域の参画を得て、様々な活動の展開を図るため、放課後子ども教室に関わる地域人材の確保に努めます。

③ファミリー・サポート・センターのサポーターの確保

相互の助け合いにより子育てを支援する事業で、支援を必要とする人(おまかせ会員)と支援することができる人(おねがい会員)を結ぶ会員制の育児支援事業です。

ファミリー・サポート・センターの事業内容を周知し、又、支援を必要とする(おまかせ会員)の募集を行い、登録数を増やすよう努めます。

(3) 集い、交流による子育て支援の充実

①地域での子育てネットワークの構築

各関係機関連携のもと、情報の共有化を図り、相談・支援体制を強化します。

②地域子育て支援センター等の充実

地域で乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する悩みを相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。また、子どもを持つ親同士の気軽な交流、自主的なサークル活動を支援していく場となり、親子が気軽に訪れることができるよう、地域子育て支援センター等の機能向上に努めます。

(4) 相談、情報提供の充実

①相談機能の充実

①-1 子育て相談支援体制の充実

各関係機関にある子育てに関する相談窓口の連携を強化し、迅速に担当部署へ案内できるような体制を図るとともに、子育てに関連する窓口の情報発信や周知に努めます。

①-2 利用者支援事業の実施

- a 子ども及びその保護者が、保育所や幼稚園等の教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等の支援を行います。
- b 関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行い、利用者支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めます。

②情報提供の充実

②-1 周知・広報の強化

市の広報誌及びホームページ上で速やかに最新情報の発信を行うとともに、子育て家庭が求める情報の把握に努め、内容の充実を図ります。

②-2 関係機関との連携による情報の提供

行政からの直接の情報発信のみならず、地域の民生委員・児童委員、自治会、幼稚園、保育所、子育て支援センター、学校など、関係機関が連携し、教育・保育や子育てに関する情報について、速やかに発信していくように推進します。

②-3 母子保健との連携による相談・情報提供

教育・保育サービスの情報について、母子保健分野と連携し、母子(親子)健康手帳の交付時、乳幼児健診時の教育・保育等情報提供や、健診会場で教育・保育施設やサービスについての相談の場を設置するなど、相談や情報提供の場の拡大を図ります。

②-4 多様なメディアを活用した情報提供

市のホームページ、広報紙等を活用し、子育て支援サービス情報の提供に努めるとともに、新しいメディアによる情報発信を検討し、活用できるよう努めます。